

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、米子市体育施設の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 米子市におけるスポーツの振興及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、米子市体育施設を次のとおり設置する。

| 名称             | 位置                    |
|----------------|-----------------------|
| 米子市民体育館        | 米子市東山町106番地4          |
| 米子市東山体育館       | 米子市東山町92番地            |
| 米子市湊山体育館       | 米子市大谷町13番地            |
| 米子市住吉体育館       | 米子市旗ヶ崎七丁目17番36号       |
| 米子市加茂体育館       | 米子市河崎3270番地2          |
| 米子市福生体育館       | 米子市上福原二丁目1番10号        |
| 米子市福米体育館       | 米子市西福原六丁目1番14号        |
| 米子市弓ヶ浜体育館      | 米子市夜見町325番地10         |
| 米子市美保体育館       | 米子市大篠津町3657番地7        |
| 米子市南部体育館       | 米子市榎原1449番地4          |
| 米子市箕蚊屋体育館      | 米子市下新印1057番地2         |
| 米子市淀江体育館       | 米子市淀江町西原805番地         |
| 米子市営東山陸上競技場    | 米子市東山町97番地1           |
| 米子市民球場         | 米子市車尾663番地1           |
| 米子市営湊山球場       | 米子市久米町63番地1           |
| 米子市営淀江球場       | 米子市淀江町西原822番地1        |
| 米子市営東山庭球場      | 米子市車尾776番地1           |
| 米子市営湊山庭球場      | 米子市久米町215番地           |
| 米子市営西福原庭球場     | 米子市西福原四丁目1番33号        |
| 米子市営淀江庭球場      | 米子市淀江町西原897番地         |
| 米子市営東山水泳場      | 米子市東山町92番地            |
| 米子市営弓道場        | 米子市車尾653番地1           |
| 米子市営武道館        | 米子市鞆町一丁目202番地         |
| 米子市営東山球技場      | 米子市車尾661番地1           |
| 米子市営東山スポーツ広場   | 米子市車尾639番地1           |
| 米子市営河崎公園スポーツ広場 | 米子市河崎3333番地1          |
| 米子市営淀江スポーツ広場   | 米子市淀江町西原789番地         |
| 米子市営東山補助グラウンド  | 米子市東山町102番地           |
| 米子市営日野川運動公園    | 米子市車尾七丁目、上福原及び皆生二丁目地内 |
| 米子市営日野川堰運動広場   | 米子市福市及び古豊千地内          |
| 米子市営大和公園運動広場   | 米子市淀江町中間1154番地1       |
| 米子市営東山公園合宿所    | 米子市勝田町36番地            |

2 米子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、米子市体育施設(以下「体育施設」という。)を前項に規定する目的以外の目的のために使用させることができる。

(使用時間及び休場日)

第3条 体育施設の使用時間及び休場日は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休場日を設けることができる。

(使用許可)

第4条 体育施設(附属設備及び備付けの器具を含む。第6条を除き、以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、第1項及び前項(第16条第2項において準用する場合を含む。)、第6条及び第16条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用許可等の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしないものとする。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 体育施設を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。

(3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(特別設備等の制限)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者又は体育施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、体育施設(附属設備を含む。)に特別の設備をし、若しくは体育施設の附属設備に変更を加え、又は体育施設に備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用許可等を受けた者(以下「使用者」という。)及び利用者は、使用許可等を受けた目的以外の目的に体育施設を使用し、若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用許可等の取消し等)

第8条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等を取り消し、体育施設の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、体育施設への入場を拒否し、又は体育施設からの退場を命ずることができる。

(1) 第4条第3項の条件に違反したとき。

(2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第9条 体育施設の使用料は、別表第2のとおりとする。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、前条に定める使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 使用料は、第4条第1項及び第2項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体その他これらに類するものが使用するとき、及び教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により体育施設を使用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者及び利用者は、体育施設の使用又は利用を終えたときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。第8条第2項の規定により使用許可等を取り消され、体育施設の使用若しくは利用を停止され、又は体育施設からの退場を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者及び利用者は、体育施設を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、教育委員会が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第15条 使用者及び利用者は、体育施設においては、教育委員会規則で定める事項を遵守しなければならない。

(行為の制限)

第16条 体育施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他営業行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 宣伝
- (4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置
- (5) 前各号に掲げる行為に類する行為

2 第4条第2項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

(指定管理者による管理)

第17条 市は、米子市都市公園条例(平成17年米子市条例第145号)第21条の規定によるもののほか、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、次に掲げる体育施設の管理に関する業務を行わせることができる。

- (1) 米子市民体育館
- (2) 地区体育館(別表第2備考第1項第14号に規定する地区体育館をいう。)
- (3) 米子市淀江体育館
- (4) 米子市営淀江球場
- (5) 米子市営淀江庭球場
- (6) 米子市営東山水泳場
- (7) 米子市営弓道場
- (8) 米子市営武道館
- (9) 米子市営淀江スポーツ広場
- (10) 米子市営大和公園運動広場
- (11) 米子市営東山公園合宿所

2 前項の管理に関する業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該体育施設の維持管理に関すること。
- (2) 市民の心身の健全な発達に寄与すると認められる事業の企画及び実施に関すること(米子市営東山水泳場におけるものに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該体育施設の管理に関する業務のうち、市長及び教育委員会のみの特権に属する事務を除くもの

(指定管理者による使用時間及び休場日の変更)

第18条 前条第1項の規定により米子市民体育館の管理に関する業務を行うこととなる指定管理者(次条第1項において「市民体育館の指定管理者」という。)は、教育委員会の承認を受けて、同項各号(第6号を除く。)に掲げる体育施設に係る別表第1に規定する使用時間及び休場日を変更することができる。

2 前条第1項の規定により米子市営東山水泳場の管理に関する業務を行うこととなる指定管理者(次条第2項において「東山水泳場の指定管理者」という。)は、教育委員会の承認を受けて、米子市営東山水泳場に係る別表第1に規定する使用時間及び休場日を変更することができる。

(指定管理者による使用許可等)

第19条 市民体育館の指定管理者は、その業務として、第17条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる体育施設に係る使用許可等に関する事務を行うものとする。

2 東山水泳場の指定管理者は、その業務として、米子市営東山水泳場に係る使用許可等に関する事務を行うものとする。

3 前2項の場合において、第4条から第6条まで、第8条及び第16条の規定の適用については、これらの規定（これらの規定の適用に係る教育委員会規則の規定を含む。）中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者による使用料の收受等）

第20条 第17条の規定により米子市営東山水泳場の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、米子市営東山水泳場の使用者は、第10条第1項の規定にかかわらず、米子市営東山水泳場の使用に係る使用料を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の場合における使用料の額は、指定管理者が、米子市営東山水泳場の使用に係る別表第2に定める金額（米子市営東山水泳場の附属設備及び備付けの器具については、同表備考第2項の規定により教育委員会規則で定める金額）の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。当該承認を受けた使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により指定管理者に支払われた使用料は、当該指定管理者に、その収入として收受させる。

4 指定管理者は、教育委員会が認める場合に限り、使用料を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、教育委員会が認める場合に限り、既に收受した使用料の全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行前に旧米子市体育施設条例（昭和56年米子市条例第37号）若しくは旧淀江町営体育施設等の設置及び管理に関する条例（昭和57年淀江町条例第26号）（これらに基づく規則を含む。以下「旧例規」と総称する。）の規定によりされた使用許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に旧例規の規定によりされている使用許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）に対するこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後におけるこの条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の適用については、この条例の相当の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前に旧例規の規定により従前の米子市教育委員会又は淀江町長若しくは淀江町教育委員会に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この条例（これに基づく規則を含む。以下この項において同じ。）の相当の規定により教育委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

附 則（平成17年7月25日条例第212号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（米子市都市公園条例の一部改正）

2 米子市都市公園条例（平成17年米子市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第21条中「除く。）」を「除く。次項において「公園内体育施設」という。）」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市は、公園内体育施設の使用時間及び休場日（米子市体育施設条例別表第1に規定する使用時間及び休場日をいう。）の変更に関する事務並びに公園内体育施設の使用許可等（同条例第4条第3項に規定する使用許可等をいう。）に関する事務を、同条例の定めるところにより、同条例第18条第1項に規定する市民体育館の指定管理者に行わせることができる。

別表第1（第3条、第18条関係）

| 体育施設名  | 使用時間  | 休場日   |
|--|---|---|
| 米子市民体育館<br>米子市東山体育館  |   | 1月1日から同月4日までの日、12月30日及び同月31日、水曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「祝日」という。）の翌日 |
| 米子市湊山体育館<br>米子市住吉体育館<br>米子市加茂体育館<br>米子市福生体育館<br>米子市福米体育館<br>米子市弓ヶ浜体育館<br>米子市美保体育館<br>米子市南部体育館<br>米子市箕蚊屋体育館<br>米子市淀江体育館 | 午前9時から午後10時まで（米子市加茂体育館の庭球場については、午前9時から午後5時まで）   | 1月1日から同月4日までの日、12月30日及び同月31日、月曜日並びに祝日の翌日  |
| 米子市営東山陸上競技場  | 4月1日から11月30日までの期間は午前8時30分から午後9時30分まで、3月1日から同月31日までの期間は午前9時から午後6時まで、1月5日から2月末日まで及び12月1日から同月29日までの期間は午前9時から午後5時まで | 1月1日から同月4日までの日並びに12月30日及び同月31日  |
| 米子市民球場   | 4月1日から11月30日までの期間は午前8時30分から午後9時まで、1月5日から3月31日まで及び12月1日から同月29日までの期間は午前9時から午後5時まで                                 | 1月1日から同月4日までの日並びに12月30日及び同月31日  |
| 米子市営湊山球場   | 5月1日から10月31日までの期間は午前8時30分から午後7時まで、1月5日から4月30日まで及び11月1日から12月29日までの期間は午前9時から午後5時まで                                | 1月1日から同月4日までの日並びに12月30日及び同月31日  |
| 米子市営淀江球場   | 4月1日から11月30日までの期間は午前8時30分から午後9時30分まで、1月5日から3月31日まで及び12月1日から同月29   | 1月1日から同月4日までの日並びに12月30日及び同月31日  |

|                |           |   |   |
|----------------|-----------|---|---|
|                |           | 日までの期間は午前 9 時から午後 5 時まで   |   |
| 米子市営東山庭球場      |           | 4 月 1 日から 11 月 30 日までの期間は午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで、1 月 5 日から 3 月 31 日まで及び 12 月 1 日から 同月 29 日までの期間は午前 9 時から午後 5 時まで | 1 月 1 日から 同月 4 日までの日並びに 12 月 30 日及び 同月 31 日                 |
| 米子市営湊山庭球場      |           | 5 月 1 日から 10 月 31 日までの期間は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで、1 月 5 日から 4 月 30 日まで及び 11 月 1 日から 12 月 29 日までの期間は午前 9 時から午後 5 時まで    | 1 月 1 日から 同月 4 日までの日並びに 12 月 30 日及び 同月 31 日                 |
| 米子市営西福原庭球場     |           | 日の出から日没まで   |   |
| 米子市営淀江庭球場      |           | 5 月 1 日から 10 月 31 日までの期間は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで、1 月 5 日から 4 月 30 日まで及び 11 月 1 日から 12 月 29 日までの期間は午前 9 時から午後 5 時まで    | 1 月 1 日から 同月 4 日までの日並びに 12 月 30 日及び 同月 31 日                 |
| 米子市営東山<br>水泳場  | 会議室       | 午前 10 時から午後 8 時まで   | 1 月 1 日から 同月 4 日までの日、12 月 30 日及び 同月 31 日、水曜日並びに 祝日の翌日       |
|                | 室内プール     |   |   |
|                | 50メートルプール | 午前 10 時から午後 5 時まで   | 1 月 1 日から 6 月 14 日までの日、9 月 16 日から 12 月 31 日までの日、水曜日及び 祝日の翌日 |
|                | 飛び込みプール   | 午前 10 時から午後 7 時まで   | 1 月 1 日から 5 月 31 日までの日、10 月 1 日から 12 月 31 日までの日、水曜日及び 祝日の翌日 |
| 米子市営弓道場        |           | 午前 10 時から午後 10 時まで  | 1 月 1 日から 同月 4 日までの日、12 月 30 日及び 同月 31 日、水曜日並びに 祝日の翌日       |
| 米子市営武道館        |           | 午前 9 時から午後 9 時まで  | 1 月 1 日から 同月 4 日までの日、12 月 30 日及び 同月 31 日、水曜日並びに 祝日の翌日       |
| 米子市営東山球技場      |           | 5 月 1 日から 10 月 31 日までの期間は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで、1 月 5 日から 4 月 30 日まで及び 11 月 1 日から 12 月 29 日までの期間は午前 9 時から午後 5 時まで    | 1 月 1 日から 同月 4 日までの日並びに 12 月 30 日及び 同月 31 日                 |
| 米子市営東山スポーツ広場   |           | 日の出から日没まで（4 月 1 日から 11 月 30 日までの期間は、日の出から午後 9 時 30 分まで）   |   |
| 米子市営河崎公園スポーツ広場 |           |   |   |
| 米子市営淀江スポーツ広場   |           |   |   |
| 米子市営東山補助グラウンド  |           |   |   |

|              |               |  |
|--------------|---------------|--|
| 米子市営日野川運動公園  | 日の出から日没まで     |  |
| 米子市営日野川堰運動広場 |               |  |
| 米子市営大和公園運動広場 |               |  |
| 米子市営東山公園合宿所  | 午前零時から午後12時まで | 1月1日から同月4日までの日、12月30日及び同月31日、水曜日並びに祝日の翌日 |

一部改正〔平成17年条例212号・18年5号〕

別表第2（第9条、第20条関係）

(1) 体育施設の利用

| 体育施設<br>の名称         | 区分                          |                      |                          | 昼間   |         | 夜間      |         |
|---------------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------|--|---------|---------|---------|
|                     |                             |                      |                          | 午前   | 午後      |         |         |
| 米子市民<br>体育館         | 会議室                         |                      |                          | 470円   | 630円    | 780円    |         |
|                     | 競技場                         | 専用使用<br>の場合          | 入場料金等<br>を徴収しな<br>い場合    | アマチュアスポ<br>ーツに使用する<br>中学生以下の<br>生徒及び児童<br>一般 | 780円    | 1,170円  | 1,970円  |
|                     |                             |                      |                          | アマチュア以外<br>のスポーツに<br>使用する場合                  | 1,570円  | 2,360円  | 3,930円  |
|                     |                             | 入場料金等<br>を徴収する<br>場合 | アマチュアスポ<br>ーツに使用する<br>場合 | アマチュア以外<br>のスポーツに<br>使用する場合                  | 25,200円 | 37,800円 | 63,000円 |
|                     |                             |                      |                          | 中学生以下の<br>生徒及び児童<br>一般                       | 1,570円  | 2,360円  | 3,930円  |
|                     |                             |                      |                          | 一般   | 3,150円  | 4,720円  | 7,870円  |
|                     | アマチュア以外<br>のスポーツに<br>使用する場合 | 50,400円              | 75,600円                  | 126,000円                                     |         |         |         |
|                     | 部分使用の場合                     |                      |                          | 専用使用の場合の各区分金額に<br>0.5を乗じて得た額                 |         |         |         |
|                     | 個人<br>使用<br>の<br>場<br>合     | 中学生以下の生徒及び児童         |                          |  | 1回につき   |         | 20円     |
|                     |                             | 高校生以上の学生及び生徒         |                          |  | 1回につき   |         | 30円     |
| 一般                  |                             |                      | 1回につき                    |  | 50円     |         |         |
| 地区体育<br>館           | 専用使用の場合                     |                      |                          | 1時間につき                                       |         | 210円    |         |
|                     | 部分使用の場合                     |                      |                          |  |         | 100円    |         |
| 米子市淀<br>江体育館        | 大会議室                        |                      |                          | 470円   | 630円    | 780円    |         |
|                     | 小会議室                        |                      |                          | 150円   | 210円    | 260円    |         |
|                     | 中会議室                        |                      |                          | 310円   | 420円    | 520円    |         |
|                     | 競技場                         | 専用使用の場合              |                          | 1時間につき                                       |         | 210円    | 420円    |
|                     |                             | 部分使用の場合              |                          |  |         | 100円    | 210円    |
|                     | ギャラリー<br>室                  | 個人使用<br>の場合          | 中学生以下の生徒及び児童             |  | 1回につき   |         | 20円     |
|                     |                             |                      | 高校生以上の学生及び生徒             |  | 1回につき   |         | 30円     |
| 一般                  |                             |                      | 1回につき                    |  | 50円     |         |         |
| 米子市加<br>茂体育館<br>庭球場 | 1面専用使用の場合                   |                      |                          | 1時間につき                                       |         | 100円    |         |
| 米子市営<br>東山陸上<br>競技場 | 会議室                         |                      |                          | 470円   | 630円    |         |         |
|                     | 競技                          | 専用使用の場合              | 入場料金等を徴収しない場<br>合        | 2,100円                                       | 3,150円  |         |         |

|                     |                          |                   |                     |                     |         |         |        |
|---------------------|--------------------------|-------------------|---------------------|---------------------|---------|---------|--------|
|                     | 場                        |                   | 入場料金等を徴収する場合        | 42,000円             | 63,000円 |         |        |
| 米子市民球場              | 会議室及び研修室                 |                   | 1室につき               | 470円                | 630円    | 780円    |        |
|                     | 更衣室、記者室、本部室、カメラ室及び審判員休養室 |                   |                     | 230円                | 290円    | 370円    |        |
|                     | 記録室、審判員室及び入場券販売室         |                   |                     | 110円                | 140円    | 170円    |        |
|                     | 放送室（放送設備を含む。）            |                   |                     | 1回につき               |         | 2,310円  |        |
|                     | 室内ブルペン                   |                   |                     | 1室1時間につき            |         | 110円    |        |
|                     | 専用使用の場合                  | 入場料金等を徴収しない場合     | アマチュアスポーツに使用する場合    | 中学生以下の生徒及び児童        | 1,730円  | 2,880円  | 2,310円 |
|                     |                          |                   |                     | 一般                  | 3,460円  | 5,770円  | 4,620円 |
|                     |                          |                   | アマチュア以外のスポーツに使用する場合 | 34,650円             | 57,750円 | 46,200円 |        |
|                     |                          | 入場料金等を徴収する場合      | アマチュアスポーツに使用する場合    | 中学生以下の生徒及び児童        | 3,460円  | 5,770円  | 4,620円 |
|                     |                          |                   |                     | 一般                  | 6,930円  | 11,550円 | 9,240円 |
| アマチュア以外のスポーツに使用する場合 |                          |                   | 69,300円             | 115,500円            | 92,400円 |         |        |
| 練習の場合               | アマチュアスポーツに使用する場合         | 中学生以下の生徒及び児童      | 1時間につき              |                     | 570円    |         |        |
|                     |                          | 一般                | 1時間につき              |                     | 1,150円  |         |        |
|                     | アマチュア以外のスポーツに使用する場合      | 1時間につき            |                     | 11,550円             |         |         |        |
| 米子市営湊山球場            | 専用使用の場合                  | アマチュアスポーツに使用する場合  | 中学生以下の生徒及び児童        | 1,410円              | 2,360円  |         |        |
|                     |                          |                   | 一般                  | 2,830円              | 4,720円  |         |        |
|                     | アマチュア以外のスポーツに使用する場合      | 5,670円            | 9,450円              |                     |         |         |        |
| 米子市営淀江球場            | 専用使用の場合                  | アマチュアスポーツに使用する場合  | 中学生以下の生徒及び児童        | 1,410円              | 2,360円  | 1,890円  |        |
|                     |                          |                   | 練習の場合は、1時間につき470円   |                     |         |         |        |
|                     | アマチュア以外のスポーツに使用する場合      | 一般                | 2,830円              | 4,720円              | 3,780円  |         |        |
|                     |                          | 練習の場合は、1時間につき940円 |                     |                     |         |         |        |
| 米子市営東山庭球場           | 1面専用使用の場合                |                   |                     | 5,670円              | 9,450円  | 7,560円  |        |
|                     |                          |                   |                     | 練習の場合は、1時間につき1,890円 |         |         |        |
| 米子市営湊山庭球場           | 1面専用使用の場合                |                   |                     | 1時間につき              | 100円    |         |        |
| 米子市営                | 1面専用使用の場合                |                   |                     | 1時間につき              | 100円    |         |        |



|               |                        |                        |                            |                                  |               |
|---------------|------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------------------|---------------|
| 淀江庭球場         |                        |                        | つき                         |                                  |               |
| 米子市営<br>東山水泳場 | 会議室                    |                        | 310円                       | 630円 470円                        |               |
|               | 室内プ<br>ール              | 専用使用の<br>場合            | 1コース                       | 1時間につき 2,010円<br>(温水期間は、2,890円)  |               |
|               |                        |                        | 全コース                       | 1日につき 42,840円<br>(温水期間は、63,000円) |               |
|               |                        | 個人使用の<br>場合            | 幼児                         | 1回につき 170円<br>(温水期間は、260円)       |               |
|               |                        |                        | 中学生以下の生徒及び児童               | 1回につき 260円<br>(温水期間は、360円)       |               |
|               |                        |                        | 高校生                        | 1回につき 420円<br>(温水期間は、630円)       |               |
|               |                        |                        | 一般                         | 1回につき 520円<br>(温水期間は、730円)       |               |
|               |                        | 団体使用の<br>場合(20人<br>以上) | 幼児                         | 1人1回につき 120円<br>(温水期間は、170円)     |               |
|               |                        |                        | 中学生以下の生徒及び児童               | 1人1回につき 170円<br>(温水期間は、260円)     |               |
|               |                        |                        | 高校生                        | 1人1回につき 290円<br>(温水期間は、470円)     |               |
|               |                        |                        | 一般                         | 1人1回につき 360円<br>(温水期間は、520円)     |               |
|               |                        | 50メー<br>トルプ<br>ール      | 専用使用の<br>場合                | 1コース                             | 1時間につき 3,150円 |
|               |                        |                        |                            | 全コース                             | 1日につき 64,260円 |
|               | 個人使用の<br>場合            |                        | 幼児                         | 1回につき 170円                       |               |
|               |                        |                        | 中学生以下の生徒及び児童               | 1回につき 260円                       |               |
|               |                        |                        | 高校生                        | 1回につき 420円                       |               |
|               |                        |                        | 一般                         | 1回につき 520円                       |               |
|               | 団体使用の<br>場合(20人<br>以上) |                        | 幼児                         | 1人1回につき 120円                     |               |
|               |                        |                        | 中学生以下の生徒及び児童               | 1人1回につき 170円                     |               |
|               |                        |                        | 高校生                        | 1人1回につき 290円                     |               |
| 一般            |                        |                        | 1人1回につき 360円               |                                  |               |
| 飛び込み<br>プール   | 専用使用の場合                |                        | 1日につき 15,120円              |                                  |               |
| 米子市営<br>弓道場   | 専用使用の場合                |                        | 1時間につき 370円                |                                  |               |
|               | 個人使用の場合                | 高校生以下                  | 1回につき 60円                  |                                  |               |
|               |                        |                        | 1月につき 630円                 |                                  |               |
|               |                        | 一般                     | 1回につき 120円<br>1月につき 1,260円 |                                  |               |
| 米子市営<br>武道館   | 柔道場                    | 専用使用の場合                |                            | 1時間につき 680円                      |               |
|               |                        | 部分使用の場合                |                            | 1時間につき 340円                      |               |
|               |                        | 個人使用の場合                | 高校生                        | 1回につき 70円                        |               |
|               |                        |                        | 一般                         | 1回につき 150円                       |               |
|               | 剣道場                    | 専用使用の場合                |                            | 1時間につき 680円                      |               |
|               |                        | 部分使用の場合                |                            | 1時間につき 340円                      |               |
|               | 個人使用の場合                | 高校生                    | 1回につき 70円                  |                                  |               |

|                     |              |             |              |                         |        |
|---------------------|--------------|-------------|--------------|-------------------------|--------|
|                     |              |             | 一般           | 1回につき 150円              |        |
| 米子市営<br>東山球技<br>場   | 会議室          |             |              | 470円                    | 630円   |
|                     | 競技場          | 専用使用の<br>場合 | 中学生以下の生徒及び児童 | 1,890円                  | 3,150円 |
|                     |              |             |              | 練習の場合は、1時間<br>につき630円   |        |
|                     |              |             | 一般           | 3,780円                  | 6,300円 |
|                     |              |             |              | 練習の場合は、1時間<br>につき1,260円 |        |
| 米子市営<br>東山公園<br>合宿所 | 高校生以下の生徒及び児童 |             |              | 1日につき 310円              |        |
|                     | 一般           |             |              | 1日につき 630円              |        |

(2) 水泳教室としての利用

| 体育施設の名称   | 区分           |          | 金額     |
|-----------|--------------|----------|--------|
| 米子市営東山水泳場 | 幼児           | 1人1課程につき | 2,890円 |
|           | 中学生以下の生徒及び児童 |          | 3,520円 |
|           | 高校生          |          | 6,300円 |
|           | 一般           |          | 7,180円 |
|           | 親子           | 1組1課程につき | 7,180円 |

(3) 米子市民球場及び米子市営湊山球場における物品の販売その他営業行為

| 区分                  |  | 金額           |
|---------------------|--|--------------|
| アマチュアスポーツに使用する場合    |  | 1日につき 3,150円 |
| アマチュア以外のスポーツに使用する場合 |  | 10,500円      |

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専用使用 体育施設の一括使用をいう。
- (2) 部分使用 体育施設を2分して、そのいずれかを使用することをいう。
- (3) 個人使用 体育施設の使用されていない部分（米子市淀江体育館については、ギャラリー一室に限る。）において、個人がバドミントン、卓球、体操等に使用することをいう。
- (4) 1面専用使用 庭球コート1面を専用使用することをいう。
- (5) 入場料金等 入場料その他これに類する料金をいう。
- (6) 中学生 中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の中学部の生徒をいう。
- (7) 高校生 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校の高等部の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。
- (8) 午前 体育施設の使用時間の開始時刻から正午までをいう。
- (9) 午後 正午から午後5時までをいう。ただし、次に掲げる施設については、それぞれに定めるとおりとする。

ア 米子市営東山陸上競技場

(ア) 4月1日から10月31日までの期間 正午から午後7時まで

(イ) 3月1日から同月31日までの期間 正午から午後6時まで

(ウ) 1月1日から2月末日までの期間及び11月1日から12月31日までの期間 正午から午後5時まで

イ 米子市営湊山球場、米子市営淀江球場及び米子市営東山球技場

(ア) 5月1日から10月31日までの期間 正午から午後7時まで

(イ) 1月1日から4月30日までの期間及び11月1日から12月31日までの期間 正午から午後5時まで

- (10) 昼間 午前9時から午後5時までをいう。

- (11) 夜間 午後5時から体育施設の使用時間の終了時刻までをいう。ただし、米子市営淀江球場については、5月1日から10月31日までの期間にあっては、午後7時から使用時間の終了時刻までをいう。
- (12) 1回 入場から退場までをいう。
- (13) 温水期間 1月5日から6月14日までの期間及び9月16日から12月29日までの期間をいう。
- (14) 地区体育館 米子市東山体育館、米子市湊山体育館、米子市住吉体育館、米子市加茂体育館、米子市福生体育館、米子市福米体育館、米子市弓ヶ浜体育館、米子市美保体育館、米子市南部体育館及び米子市箕蚊屋体育館をいう。
- 2 附属設備及び備付けの器具の使用料は、種類及び単位ごとに1回につき10,500円の範囲内において教育委員会規則で定める。
- 3 延長料は、延長時間1時間（延長期間が1時間未満であるとき、又は延長時間に30分以上の端数があるときのその端数は、1時間として計算する。）につき各時間区分の1時間相当額とする。
- 4 使用時間には、使用前の準備並びに使用後の整理及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 5 入場料金等を徴収する場合の使用料は、当該体育施設の使用料の額に、当該入場料金等の最高額に100（アマチュアスポーツ以外に使用する場合は、150）を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、入場料金等を徴収する場合に限り、当該体育施設の使用料の額に100分の20を乗じて得た額と前項の規定により算出して得た額の合計した額とする。
- 7 使用料の額が分、時間、日、午前、午後、昼間、夜間又は月の各単位で定められている使用に係る期間が当該単位未満であるとき、又はその期間に当該単位未満の端数があるときのその端数は、当該各単位として計算する。
- 8 体育施設を第2条第1項に規定する目的以外の目的のために使用する場合の使用料は、それぞれの体育施設の使用区分に応じ、当該体育施設の当該使用区分の使用料の最高額に相当する額を限度として、その都度、教育委員会が定める。
- 9 米子市民体育館若しくは米子市淀江体育館の会議室又は米子市民球場の会議室、研修室、更衣室、記者室、本部室、審判員休養室、記録室、審判員室、入場券販売室若しくは放送室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該各室の使用料の額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
  - (1) 冷房設備を使用する場合 100分の50
  - (2) 暖房設備を使用する場合 100分の30
- 10 米子市民球場のグラウンドの使用に伴って室内ブルペンを使用する場合は、グラウンドの使用許可を受けた時間に限り、室内ブルペンの使用料の額は、無料とする。
- 11 米子市民球場の夜間照明設備を使用する場合は、当該球場の使用料の額に、使用時間30分につき、全灯使用のときは9,810円、2分の1灯使用のときは5,770円、3分の1灯使用のときは4,620円を加算する。
- 12 米子市営淀江球場の夜間照明設備を使用する場合は、当該球場の使用料の額に、使用時間30分につき2,620円を加算する。
- 13 米子市営東山庭球場の夜間照明設備を使用する場合は、当該庭球場の使用料に1面1時間につき310円を加算する。
- 14 米子市営東山スポーツ広場の夜間照明設備を使用する場合における当該夜間照明設備の使用料は、当該夜間照明設備の使用時間30分につき、専用使用の場合にあっては2,620円、部分使用の場合にあっては1,310円とする。
- 15 米子市営河崎公園スポーツ広場の夜間照明設備を使用する場合における当該夜間照明設備の使用料は、当該夜間照明設備の使用時間30分につき550円とする。
- 16 米子市営淀江スポーツ広場の夜間照明設備を使用する場合における当該夜間照明設備の使用料は、当該夜間照明設備の使用時間30分につき、専用使用の場合にあっては2,100円、部分使用

の場合にあつては1,050円とする。

- 17 体育施設に電気を使用する設備、器具等（以下「電気設備等」という。）を持ち込んで使用する場合は、当該体育施設の使用料に当該電気設備等の使用に係る電気料金相当額を加算する。
- 18 使用前の準備又は使用後の整理、原状回復等のため、大会等の開催日以外の日には体育施設を使用する場合の使用料は、当該使用の区分による使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。  
一部改正〔平成17年条例212号・18年5号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市体育施設条例(平成17年米子市条例第83号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専用使用 条例第2条第1項に規定する体育施設(以下「体育施設」という。)の一括使用をいう。
- (2) 部分使用 体育施設を2分して、そのいずれかを使用することをいう。
- (3) 個人使用 体育施設の使用されていない部分において、個人がバドミントン、卓球、体操等に使用することをいう。
- (4) 1面専用使用 庭球コート1面を専用使用することをいう。

(許可の申請)

第3条 条例第4条第1項若しくは第2項(条例第16条第2項において準用する場合を含む。)、条例第6条又は条例第16条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)を受けようとする者は、体育施設使用(変更)許可申請書(別記様式第1号から別記様式第10号まで)、市営東山水泳場水泳教室参加申請書(別記様式第11号)、市営弓道場定期使用許可申請書(別記様式第12号)、体育施設特別設備等(変更)許可申請書(別記様式第13号)又は体育施設内制限行為(変更)許可申請書(別記様式第14号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる体育施設の個人使用をしようとする者及び米子市営東山庭球場コイン式シャワー(以下「コイン式シャワー」という。)を使用しようとする者にあつては、これらの体育施設に備え付けられた使用簿又は使用票(以下「使用簿等」という。)に記入することにより、同項前段に規定する書面の提出に代えることができる。

- (1) 米子市加茂体育館(庭球場に限る。)
- (2) 米子市営東山陸上競技場
- (3) 米子市営湊山庭球場
- (4) 米子市営西福原庭球場
- (5) 米子市営淀江庭球場

(使用許可等の申請の受付期間)

第4条 前条第1項の規定による使用許可等の申請は、専用使用の場合にあつては使用日前3か月から、部分使用、1面専用使用及び会議室のみの使用の場合にあつては使用日前1か月から、米子市営東山水泳場の水泳教室としての利用の場合にあつては教育委員会が定める日から、個人使用の場合にあつては使用日に、それぞれ受け付けるものとする。

2 使用簿等への記入は、当該体育施設又はコイン式シャワーを使用する際に行うものとする。

(許可書等の交付)

第5条 教育委員会は、使用許可等をしたときは、体育施設使用(変更)許可書(別記様式第2号から別記様式第10号まで、別記様式第15号。以下「使用許可書」という。)、市営東山水泳場水泳教室参加証(別記様式第16号)、市営東山水泳場入場券(別記様式第17号)、米子市営弓道場定期使用証(別記様式第18号)、体育施設特別設備等(変更)許可書(別記様式第13号)又は体育施設内制限行為(変更)許可書(別記様式第14号)を申請者に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、使用簿等への記入により体育施設又はコイン式シャワーを使用する者に対しては、同項に規定する書面の交付を行わないものとする。

(使用の制限)

第6条 米子市営東山水泳場の飛込みプールは、教育委員会が認める指導員の指導の下に使用しなければならない。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(使用等の取消しの届出)

- 第7条 条例第8条第1項の規定による届出は、体育施設使用（特別設備等）取消届出書（別記様式第19号）又は体育施設内営業行為等取消届出書（別記様式第20号）により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し前条第1項の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。
- （特別設備等の使用料）
- 第8条 条例別表第2備考第2項の規定により教育委員会が定める体育施設の附属設備及び備付けの器具（以下「設備等」という。）の使用料の額は、1回（同備考第1項第12号に規定する1回をいう。）の使用ごとに、別表に定めるところにより算出した当該使用する設備等に係る総金額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、コイン式シャワーの使用料の額は、別表に定める額とする。
- （使用料の減免）
- 第9条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除をすることができる場合は、次のとおりとする。
- （1）教育委員会が主催して競技を行う場合
- （2）教育委員会が特に使用料の減額又は免除を必要と認める場合
- 2 条例第11条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書（別記様式第21号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める場合は、この限りでない。
- （使用料の還付）
- 第10条 条例第12条ただし書の規定により、同条第1号に該当する場合において、既に納付された使用料（以下「既納使用料」という。）を還付する額は、当該既納使用料の全額とする。
- 2 条例第12条第2号の規定により、教育委員会が特別の理由があると認めて既納使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。
- （1）使用者が、専用使用の場合にあっては使用日前1か月までに、部分使用及び1面専用使用の場合にあっては使用日前7日までに使用の取消しを申し出たとき。既納使用料の2分の1に相当する額の範囲内の額で教育委員会が定める額
- （2）使用者が、専用使用の場合にあっては使用日前1か月までに、部分使用及び1面専用使用の場合にあっては使用日前7日までに使用許可等を受けた事項の変更を申し出て教育委員会がその変更を許可した場合において、変更後の使用許可等に係る使用料の額に対し、既納使用料に過納金が生じたとき。当該過納金の額に相当する額
- 3 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、体育施設使用料還付申請書（別記様式第22号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、使用許可書を添付しなければならない。
- （汚損等の届出）
- 第11条 条例第14条の規定による届出は、体育施設汚損（損傷、滅失、紛失）届出書（別記様式第23号）により行うものとする。
- （遵守事項）
- 第12条 条例第15条の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
- （1）条例及びこの規則に違反しないこと。
- （2）教育委員会が条例第4条第3項の規定により付けた条件に違反しないこと。
- （3）他人に危害を加え、又は迷惑をかけないこと。
- （4）体育施設の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- （5）使用許可等を受けた施設等以外のものを使用しないこと。
- （6）壁、柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- （7）所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （8）所定の場所以外に出入りしないこと。
- （9）教育委員会の指定する者の指示に従うこと。
- （10）火気の使用に当たっては、責任者を定めて火災予防に努め、その後始末をすること。
- （11）体育施設の施設等の使用又は利用を終えたときは、使用場所又は利用場所を清掃し、当該施

設等を整理整頓として直ちに原状に回復すること。

(12) 体育施設の施設等の使用又は利用に係る事故の責任については、使用者又は利用者が負うこと。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年7月25日教育委員会規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

| 種類                  |        | 単位  | 金額          |
|---------------------|--------|-----|-------------|
| 放送設備（市民球場を除く。）      |        | 1 式 | 1,000円      |
| スコアボード及び操作盤         | 市民球場   | 1 式 | 3,000円      |
|                     | その他の施設 | 1 式 | 1,000円      |
| バッティングゲージ           |        | 1 台 | 200円        |
| ピッチングネット            |        | 1 枚 | 50円         |
| バッティングネット           |        | 1 枚 | 50円         |
| 防球ネット               |        | 1 枚 | 50円         |
| 自動審判計時装置            |        | 1 式 | 10,000円     |
| 写真判定装置              |        | 1 式 | 5,000円      |
| 陸上公認器具              |        | 1 式 | 3,000円      |
| 温水シャワー（コイン式のものを除く。） |        | 1 台 | 200円        |
| コイン式シャワー            |        | 1 台 | 3 分間につき100円 |
| バスケットボール用具          | 市民体育館  | 1 組 | 1,000円      |
|                     | 地区体育館  | 1 組 | 500円        |
| バレーボール用具            |        | 1 組 | 200円        |
| テニス用具               |        | 1 組 | 200円        |
| バドミントン用具            |        | 1 組 | 100円        |
| 卓球用具                |        | 1 組 | 100円        |
| 鉄棒                  |        | 1 組 | 700円        |
| つり輪                 |        | 1 基 | 300円        |
| 平行棒                 |        | 1 台 | 500円        |
| 跳馬                  |        | 1 台 | 700円        |
| あん馬                 |        | 1 台 | 500円        |
| ウレタンマット             |        | 1 枚 | 50円         |
| 床運動用マット             |        | 1 組 | 1,000円      |
| 段違い平行棒              |        | 1 組 | 400円        |
| 平均台                 |        | 1 台 | 700円        |
| 柔道畳                 |        | 1 枚 | 20円         |
| 組立てステージ             |        | 1 台 | 500円        |
| フロアシート              |        | 1 枚 | 100円        |
| テント                 |        | 1 張 | 300円        |
| 長机                  |        | 1 脚 | 30円         |
| 折畳みいす               |        | 1 脚 | 10円         |
| 水泳場ロッカー             |        | 1 口 | 10円         |

別記  
様式第1号  
(第3条関係)

(表面)

|                            |  |                     |                              |                   |       |
|----------------------------|--|---------------------|------------------------------|-------------------|-------|
| 米子市体育施設（体育館）使用（変更）許可申請書    |  |                     |                              |                   |       |
|                            |  |                     |                              |                   | 年 月 日 |
| 米子市教育委員会                   |  | 様                   |                              |                   |       |
| 団 体 名                      |  |                     |                              |                   |       |
| 住所又は所在地                    |  |                     |                              |                   |       |
| 申請者 代表者役職氏名                |  |                     |                              |                   |       |
| 使用責任者                      |  |                     |                              |                   |       |
| （電話番号）                     |  |                     |                              |                   |       |
| 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。 |  |                     |                              |                   |       |
| 体育施設名                      |  |                     |                              |                   |       |
| 使用日時                       | 年 月 日  | 午前・午後               | 時                            | 分から               |       |
|                            | 年 月 日  | 午前・午後               | 時                            | 分まで               |       |
| 使用目的                       |  | 使用人員                | 男 人・女 人 計 人                  |                   |       |
|                            |  |                     | 一般・学生・生徒（高・中）・児童             |                   |       |
| 使用内容                       | 1 アマチュアスポーツ  | 入場料金<br>等の徴収<br>の有無 | 有<br>・<br>無                  | 最高入場<br>料金等の<br>額 | 円     |
|                            | 2 アマチュアスポーツ以外  |                     |                              |                   |       |
|                            | 1 営利を目的としない催物  | 使用箇所                | 1 競技場（専用、部分、<br>個人）<br>2 会議室 |                   |       |
|                            | 2 その他の催物   |                     |                              |                   |       |
|                            | 1 試合 2 練習 3 会<br>議 4 その他（ ）  |                     |                              |                   |       |
| 使用種目                       | 1 バレーボール 2 バスケットボール 3 卓球 4 テニス<br>5 バドミントン 6 体操 7 柔道 8 剣道 9 ハンドボ<br>ール 10 その他（ ） |                     |                              |                   |       |
| 特別の設備・設備の変更・器具の持込み         |  | 1 する 2 しない          |                              |                   |       |
| 備考                         | 区 分  |                     | 金 額                          |                   |       |
|                            | 施設使用料  |                     | 円                            |                   |       |
|                            | 器具使用料  |                     | 円                            |                   |       |
|                            | その他（ ）   |                     | 円                            |                   |       |
|                            | 計  |                     | 円                            |                   |       |
|                            | 納入年月日  |                     | 年 月 日                        |                   |       |
|                            | 納入通知書番号  |                     | No.                          |                   |       |



## (裏面)

| 使用月日(曜日)                  |      | / ( ) | / ( ) | / ( ) | / ( ) |
|---------------------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 使用時間                      |      | ~     | ~     | ~     | ~     |
| 区分                        |      | 使用料   | 使用料   | 使用料   | 使用料   |
| 競技場                       | 専用使用 | 円     | 円     | 円     | 円     |
|                           | 部分使用 |       |       |       |       |
|                           | 個人使用 |       |       |       |       |
| 会議室                       |      |       |       |       |       |
| 計                         |      |       |       |       |       |
| 放送設備                      | 式    |       | 式     |       | 式     |
| 温水シャワー                    | 台    |       | 台     |       | 台     |
| バスケットボール用具                | 組    |       | 組     |       | 組     |
| バレーボール用具                  | 組    |       | 組     |       | 組     |
| テニス用具                     | 組    |       | 組     |       | 組     |
| バドミントン用具                  | 組    |       | 組     |       | 組     |
| 卓球用具                      | 組    |       | 組     |       | 組     |
| 鉄棒                        | 組    |       | 組     |       | 組     |
| つり輪                       | 基    |       | 基     |       | 基     |
| 平行棒                       | 台    |       | 台     |       | 台     |
| 跳馬                        | 台    |       | 台     |       | 台     |
| あん馬                       | 台    |       | 台     |       | 台     |
| ウレタンマット                   | 枚    |       | 枚     |       | 枚     |
| 床運動用マット                   | 組    |       | 組     |       | 組     |
| 段違い平行棒                    | 組    |       | 組     |       | 組     |
| 平均台                       | 台    |       | 台     |       | 台     |
| 柔道畳                       | 枚    |       | 枚     |       | 枚     |
| 組立てステージ                   | 台    |       | 台     |       | 台     |
| フロアシート                    | 枚    |       | 枚     |       | 枚     |
| 長机                        | 脚    |       | 脚     |       | 脚     |
| 折畳みいす                     | 脚    |       | 脚     |       | 脚     |
| 設備等の使用に係る総金額              |      |       |       |       |       |
| 消費税及び地方消費税相当分<br>(×5/100) |      |       |       |       |       |
| 計                         |      |       |       |       |       |
| 合計                        |      |       |       |       |       |

様式第2号

(第3条、第5条関係)

|   |                 |            |                |            |                |  |       |
|---|-----------------|------------|----------------|------------|----------------|--|-------|
| 米子市体育施設（陸上競技場）使用（変更）許可申請書   |                 |            |                |            |                |  |       |
|   |                 |            |                |            | 年 月 日          |  |       |
| 米子市教育委員会  |                 | 様          |                |            |                |  |       |
| 申請者<br>団 体 名<br>住所又は所在地<br>代表者役職氏名<br>使用責任者<br>（電話番号                      ）           |                 |            |                |            |                |  |       |
| 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。  |                 |            |                |            |                |  |       |
| 体育施設名   |                 |            |                |            |                |  |       |
| 使用目的  |                 |            |                |            |                |  |       |
| 使用日時  | 年 月 日           |            | 午前・午後 時 分から    |            |                |  |       |
|   | 年 月 日           |            | 午前・午後 時 分まで    |            |                |  |       |
| 使用内容  | 1 競技会 2 練習 3 会議 |            | 入場料金等<br>徴収の有無 | 有・無        | 最高入場料金等の額<br>円 |  |       |
|   | 人員              | 男 人<br>女 人 | 計 人            | 使用箇所       | 1 競技場<br>2 会議室 |  |       |
| 使用器具等   |                 |            |                |            |                |  |       |
| 米子市体育施設（陸上競技場）使用（変更）許可書<br><br>上記の申請について、使用（変更）を許可します。<br><br>年 月 日<br><br>米子市教育委員会 印 |                 |            | 区 分            |            | 金 額            |  |       |
|   |                 |            | 施設<br>使用<br>料  | 午 前        |                |  | 円     |
|   |                 |            |                | 午 後        |                |  | 円     |
|   |                 |            |                | その他<br>( ) |                |  | 円     |
|   |                 |            | 計              |            |                |  | 円     |
|   |                 |            | 納入年月日          |            |                |  | 年 月 日 |
| 納入通知書<br>番 号  |                 |            |                | No.        |                |  |       |
| 許可条件  |                 |            |                |            |                |  |       |
| 〔教示文記載〕   |                 |            |                |            |                |  |       |

様式第3号

(第3条、第5条関係)

| 米子市体育施設（球場）使用（変更）許可申請書   |  |   |             |
|--|--|---|-------------|
|  |  | 年 月 日   |             |
| 米子市教育委員会 様   |  |   |             |
| 申請者  |  | 団 体 名<br>住所又は所在地<br>代表者役職氏名<br>使用責任者<br>（電話番号 ） |             |
| 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。   |  |   |             |
| 体育施設名  |  |   |             |
| 使用目的   |  |   |             |
| 使用日時   | 年 月 日 午前・午後 時 分から<br>年 月 日 午前・午後 時 分まで |   |             |
| 使用内容   | 1 中学生以下の生徒・児童 2 一般 3 アマチュア以外のスポーツ（ ）   |   |             |
|  | 1 練習<br>2 練習以外                         | 人員（チーム数）  | 人 チーム       |
|  | 入場料金<br>等徴収の<br>有無                     | 1 徴収する（最高入場料金等の額 円）<br>2 徴収しない                  |             |
| 使用設備器具等  | バッティングゲージ                              | 台   | ピッチングネット 枚  |
|  | バッティングネット                              | 枚   | 防球ネット 枚     |
|  | 温水シャワー                                 | 台   | 夜間照明設備（灯） 分 |
|  | 放送設備（放送室）・スコアボード及び操作盤・会議室・研修室・         |   |             |
|  | 更衣室・記者室・本部室・カメラ室・審判員休養室・記録室・           |   |             |
|  | 審判員室・入場券販売室・冷房設備・室内ブルペン・暖房設備           |   |             |
| 米子市体育施設（球場）使用（変更）許可書<br><br>上記の申請について、使用（変更）を許可<br>します。<br><br>年 月 日<br><br>米子市教育委員会 団 | 区 分                                    | 金 額   |             |
|  | 施設使用料                                  | 円   |             |
|  | 設備器具使用料<br>（うち消費税及び地<br>方消費税相当分）       | 円<br>（ 円）                                       |             |
|  | 夜間照明設備使用料                              | 円   |             |
|  | 冷暖房設備使用料                               | 円   |             |
|  | 合 計                                    | 円   |             |
|  | 納入年月日                                  | 年 月 日   |             |
| 納入通知書番号  | No.                                    |   |             |
| 許可条件   |  |   |             |
| 〔教示文記載〕  |  |   |             |

様式第4号

(第3条、第5条関係)

|   |      |                   |       |       |
|---|------|-------------------|-------|-------|
| 米子市体育施設（庭球場）使用（変更）許可申請書   |      |                   |       |       |
|   |      |                   | 年 月 日 |       |
| 米子市教育委員会  |      | 様                 |       |       |
|   |      | 団 体 名             |       |       |
|   |      | 住所又は所在地           |       |       |
| 申請者   |      | 代表者役職氏名           |       |       |
|   |      | 使用責任者             |       |       |
|   |      | （電話番号）            |       |       |
| 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。  |      |                   |       |       |
| 体育施設名   |      |                   |       |       |
| 使用目的  |      |                   |       |       |
| 使用日時  |      | 年 月 日 午前・午後       | 時 分から |       |
|   |      | 年 月 日 午前・午後       | 時 分まで |       |
| 照明使用時間  |      | 午後                | 時から   |       |
|   |      | 午後                | 時 分まで |       |
| 使用<br>内容  | コート数 | （ 面） No. No.      |       |       |
|   | 人 員  | 男 人・女 人 計 人       |       |       |
| 米子市体育施設（庭球場）使用（変更）許可書<br><br>上記の申請について、使用（変更）を許可します。<br><br>年 月 日<br><br>米子市教育委員会 印 |      | 区 分               | 金 額   |       |
|   |      | 施設<br>使<br>用<br>料 |       | 円     |
|   |      |                   |       | 円     |
|   |      |                   | 照 明   | 円     |
|   |      |                   | 計     | 円     |
|   |      | 納入年月日             |       | 年 月 日 |
| 納入通知書<br>番 号  |      | No.               |       |       |
| 許 可 条 件   |      |                   |       |       |
| 〔教示文記載〕   |      |                   |       |       |

様式第5号

(第3条、第5条関係)

| 米子市体育施設（水泳場）使用（変更）許可申請書   |                        |                        |                  |      |
|---|------------------------|------------------------|------------------|------|
|   |                        |                        | 年                | 月    |
| 米子市教育委員会  |                        |                        | 日                |      |
| 様   |                        |                        |                  |      |
| 申請者   |                        |                        | 団体名              |      |
|   |                        |                        | 住所又は所在地          |      |
|   |                        |                        | 代表者役職氏名          |      |
|   |                        |                        | 使用責任者            |      |
|   |                        |                        | （電話番号）           |      |
| 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。  |                        |                        |                  |      |
| 体育施設名   |                        | 使用人員                   | 男 人・女 人          | 計 人  |
| 使用目的  |                        |                        | 1 中学生以下の生徒・児童・幼児 |      |
|   |                        |                        | 2 高校生            | 3 一般 |
| 使用日時  | 年 月 日                  | 午前・午後                  | 時 分              | から   |
|   | 年 月 日                  | 午前・午後                  | 時 分              | まで   |
| 使用内容  | 1 大会 2 講習会 3 練習会       | 1 アマチュアスポーツ            |                  |      |
|   | 4 会議 5 その他（ ）          | 2 アマチュアスポーツ以外          |                  |      |
| 使用箇所  | 室内プール                  | 50メートルプール              | 飛び込みプール          | 会議室  |
|   | 全コース専用・<br>（ ）コース専用・団体 | 全コース専用・<br>（ ）コース専用・団体 |                  |      |
| 入場料金等の徴収の有無   | 有・無                    | 最高入場料金等の額              | 円                |      |
| 使用器具等   |                        |                        |                  |      |
| 米子市体育施設（水泳場）使用（変更）許可書<br><br>上記の申請について、使用（変更）を許可します。<br><br>年 月 日<br><br>米子市教育委員会 印 |                        | 区 分                    | 使用料              |      |
|   |                        | 施設使用料                  | 円                |      |
|   |                        | 設備・器具使用料               | 円                |      |
|   |                        |                        | 円                |      |
|   |                        | 計                      | 円                |      |
|   |                        | 納入年月日                  | 年 月 日            |      |
| 納入通知書番号   | No.                    |                        |                  |      |
| 許可条件  |                        |                        |                  |      |
| 〔教示文記載〕   |                        |                        |                  |      |

様式第6号

(第3条、第5条関係)

|   |                      |            |   |
|---|----------------------|------------|---|
| 米子市体育施設（弓道場・武道館）使用（変更）許可申請書<br><div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 米子市教育委員会 様<br><div style="text-align: right; margin-right: 50px;">団 体 名</div> 申請者 住所又は所在地<br>代表者役職氏名<br>使用責任者<br><div style="text-align: right; margin-right: 50px;">（電話番号                      ）</div> 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。 |                      |            |   |
| 体育施設名   |                      |            |   |
| 使用目的  |                      |            |   |
| 使用日時  | 年 月 日                | 午前・午後      | 時 分から<br>時 分まで  |
| 使用人員  | 男 人 ・ 女 人 計 人        |            |   |
|   | 中学生以下                | 高校生        | 一般  |
| 使用内容  | 専用使用<br>部分使用<br>個人使用 | 入場料金等徴収の有無 | 有・無<br>最高入場料金等の額<br><div style="text-align: right;">円</div> |
| 使用器具等   |                      |            |   |
| 米子市体育施設（弓道場・武道館）使用（変更）許可書<br>上記の申請について、使用（変更）を許可します。<br>年 月 日<br>米子市教育委員会 印   |                      | 施設使用料      | 円   |
|   |                      | 納入年月日      |   |
|   |                      | 納入通知書番号    | No.   |
|   |                      |            |   |
| 許可条件  |                      |            |   |
| 【教示文記載】   |                      |            |   |

様式第7号

(第3条、第5条関係)

|   |   |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
|---|---|--------|-----------|-----------|-----------|-----|------|--|--------|-----------|
| 米子市体育施設（球技場）使用（変更）許可申請書<br>年 月 日  |   |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
| 米子市教育委員会 様  | 申請者<br>団 体 名<br>住所又は所在地<br>代表者役職氏名<br>使用責任者<br>（電話番号 ）  |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
| 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。  |   |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
| 体育施設名   |   |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
| 使用目的  |   |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
| 使用日時  | 年 月 日 午前・午後 時 分から<br>年 月 日 午前・午後 時 分まで  |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
| 使用内容  | 1 中学生以下    2 一般   |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
|   | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 試合</td> <td style="width: 15%;">2 練習</td> <td style="width: 15%;">人 員</td> <td style="width: 15%;">男 人（ チーム）</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">計 人</td> </tr> <tr> <td>3 会議</td> <td></td> <td>（チーム数）</td> <td>女 人（ チーム）</td> </tr> </table> | 1 試合   | 2 練習      | 人 員       | 男 人（ チーム） | 計 人 | 3 会議 |  | （チーム数） | 女 人（ チーム） |
|   | 1 試合  | 2 練習   | 人 員       | 男 人（ チーム） | 計 人       |     |      |  |        |           |
| 3 会議  |   | （チーム数） | 女 人（ チーム） |           |           |     |      |  |        |           |
| 入場料金等の徴収の有無   | 有・無    最高入場料金等の額    円   |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
| 使用箇所等   | 施 設    1 競技場    2 会議室   |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
|   | 設備器具    1 放送設備    2 温水シャワー    3 テント<br>4 その他（    ）  |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
| 米子市体育施設（球技場）使用（変更）許可書<br>上記の申請について、使用（変更）を許可します。<br><br>年 月 日<br>米子市教育委員会 印 | 区 分    金 額  |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
|   | 施設使用料    円  |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
|   | 器具使用料    円  |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
|   | 計    円  |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
|   | 納入年月日    年 月 日  |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
| 納入通知書番号    No.  |   |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
| 許可条件  |   |        |           |           |           |     |      |  |        |           |
| 【教示文記載】   |   |        |           |           |           |     |      |  |        |           |

様式第8号

(第3条、第5条関係)

|  |      |      |     |           |              |
|--|------|------|-----|-----------|--------------|
| 米子市体育施設（スポーツ広場）使用（変更）許可申請書   |      |      |     |           |              |
| 年 月 日  |      |      |     |           |              |
| 米子市教育委員会 様   |      |      |     |           |              |
| 申請者 団 体 名  |      |      |     |           |              |
| 住所又は所在地  |      |      |     |           |              |
| 代表者役職氏名  |      |      |     |           |              |
| 使用責任者  |      |      |     |           |              |
| （電話番号 ）  |      |      |     |           |              |
| 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。   |      |      |     |           |              |
| 体育施設名  |      |      |     | 使用区分      | 専用使用・部分使用（ ） |
| 使用目的   |      |      |     |           |              |
| 使用日時   | 年    | 月    | 日   | 午前・午後     | 時 分から        |
|  | 年    | 月    | 日   | 午前・午後     | 時 分まで        |
| 使用内容   | 1 試合 | 2 練習 | 人員  | 人         | チーム数 チーム     |
| 夜間照明設備使用時間   | 午後   | 時    | 分から | 午後        | 時 分まで        |
| 米子市体育施設（スポーツ広場）使用（変更）許可書<br>上記の申請について、使用（変更）を許可します。<br>年 月 日<br>米子市教育委員会 印 |      |      |     | 夜間照明設備使用料 | 円            |
|  |      |      |     | 納入年月日     | 年 月 日        |
|  |      |      |     | 納入通知書番 号  | No.          |
| 許可条件   |      |      |     |           |              |
| 〔教示文記載〕  |      |      |     |           |              |



様式第9号  
(第3条、第5条関係)

|  |  |   |
|--|--|---|
| 米子市体育施設  | (東山補助グラウンド<br>日野川運動公園<br>日野川堰運動広場<br>大和公園運動広場) | 使用(変更)許可申請書                                     |
|  |  | 年 月 日   |
| 米子市教育委員会 様                                     |  |   |
| 申請者  |  | 団 体 名<br>住所又は所在地<br>代表者役職氏名<br>使用責任者<br>(電話番号 ) |
| 次のとおり、体育施設の使用(変更)許可を申請します。                     |  |   |
| 体育施設名  |  |   |
| 使用目的   |  |   |
| 使用日時   | 年 月 日<br>年 月 日                                 | 午前・午後 時 分から<br>午前・午後 時 分まで                      |
| 使用内容   | 1 試合 2 練習 人員                                   | 人 チーム数 チーム                                      |
| -----  |  |   |
| 許 可 書  |  |   |
| 体育施設名  |  |   |
| 使用日時   | 年 月 日<br>年 月 日                                 | 午前・午後 時 分から<br>午前・午後 時 分まで                      |
| 申請者名   |  |   |
| 上記の申請について、使用(変更)を許可します。<br>年 月 日<br>米子市教育委員会 印 |  |   |
| 許可条件   |  |   |
| [教示文記載]  |  |   |

一部改正(平成17年教委規則29号)

様式第 10 号  
(第3条、第5条関係)

|   |       |     |              |       |        |
|---|-------|-----|--------------|-------|--------|
| 米子市体育施設（東山公園合宿所）使用（変更）許可申請書   |       |     |              |       |        |
| 年 月 日   |       |     |              |       |        |
| 米子市教育委員会 様  |       |     |              |       |        |
| 申請者 団 体 名<br>住所又は所在地<br>代表者役職氏名<br>使用責任者<br>（電話番号 ）                                     |       |     |              |       |        |
| 次のとおり、体育施設の使用（変更）許可を申請します。  |       |     |              |       |        |
| 体育施設名   |       |     | 付随して使用する体育施設 |       |        |
| 使用目的  |       |     |              |       |        |
| 使用日時  | 年     | 月   | 日午前・午後       | 時     | 分から分まで |
| 使用者   | 区 分   | 男   | 女            | 計     | 備 考    |
|   | 一 般   | 人   | 人            | 人     |        |
|   | 生徒、児童 |     |              |       |        |
| その他参考事項   |       |     |              |       |        |
| 米子市体育施設（東山公園合宿所）<br>使用（変更）許可書<br><br>上記の申請について、使用（変更）を許可します。<br><br>年 月 日<br>米子市教育委員会 印 |       |     | 施設使用料        | 区 分   | 金 額    |
|   |       |     |              | 一 般   | 円      |
|   |       |     |              | 生徒、児童 | 円      |
|   |       |     |              | 計     | 円      |
|   |       |     | 納入年月日        |       | 年 月 日  |
| 納入通知書番号   |       | No. |              |       |        |
| 許可条件  |       |     |              |       |        |
| 〔教示文記載〕   |       |     |              |       |        |

様式第 11 号  
(第3条関係)

|   |         |         |
|---|---------|---------|
| 米子市営東山水泳場水泳教室参加申請書<br><div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>   |         |         |
| 米子市教育委員会 様<br><div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     申請者 住 所<br/>                     氏 名<br/>                     (電話番号 )                 </div> |         |         |
| 次のとおり、米子市営東山水泳場の水泳教室の参加を申請します。  |         |         |
| 水泳教室の種類   | 水泳教室    |         |
| 参加希望者   | 住 所     | (電話番号 ) |
|   | 氏 名     | (年齢 歳)  |
|   | 学校名     | 学校 学年   |
|   | 住 所     | (電話番号 ) |
|   | 氏 名     | (年齢 歳)  |
| 泳 力 等   |         |         |
| 参 加 目 的   |         |         |
| 摘 要   |         |         |
| ※<br>区 分  | 水泳教室参加料 | 円       |
|   | 納入年月日   | 年 月 日   |
|   | 納入通知書番号 | No.     |
| 備考 参加希望者が中学生以下の生徒若しくは児童又は幼児の場合の申請は、保護者がしてください。  |         |         |

様式第 12 号  
(第 3 条関係)

米子市営弓道場定期使用許可申請書

年 月 日

米子市教育委員会様

住 所  
申請者 氏 名  
(電話番号 )

|      |                 |  |     |   |
|------|-----------------|--|-----|---|
| 使用 者 | 氏 名             |  | 年 齡 | 歳 |
|      | 学校名及び学年又は勤務先    |  |     |   |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |  |     |   |

様式第 13 号  
(第 3 条、第 5 条関係)

|  |   |
|--|---|
| <p>米子市体育施設特別設備等（変更）許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">団 体 名<br/>住所又は所在地<br/>代表者役職氏名<br/>使 用 責 任 者<br/>(電話番号 )</p> <p>次のとおり、体育施設の特別設備等の（変更）許可を申請します。</p> |   |
| 体育施設名  |   |
| 使用目的   |   |
| 使用日時   | <p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分まで</p> |
| 特別の設備・設備の変更・器具の持込みの内容  | <p style="text-align: right;">(図面を添付してください。)</p>  |
| <p>米子市体育施設特別設備等（変更）許可書</p> <p>上記の申請について、特別設備等を（変更）許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">米子市教育委員会 印</p>   |   |
| 許可条件   |   |
| <p>〔教示文記載〕</p>   |   |

様式第 14 号  
(第 3 条、第 5 条関係)

|   |  |
|---|--|
| 米子市体育施設内制限行為 (変更) 許可申請書   |  |
| 年 月 日   |  |
| 米子市教育委員会  | 様  |
| 申請者   | 団 体 名<br>住所又は所在地<br>代表者役職氏名<br>使 用 責 任 者<br>(電話番号 )      |
| 次のとおり、体育施設内における制限行為 (変更) の許可を申請します。   |  |
| 体育施設名   |  |
| 行為の目的   |  |
| 行為の種別   |  |
| 行為の日時   | 年 月 日 午前 時 分から<br>午後 時 分まで<br>年 月 日 午前 時 分まで<br>午後 時 分まで |
| 行為の内容   |  |
| 行為の責任者  | 住所   |
|   | 氏名 (電話番号 )   |
| 米子市体育施設内制限行為 (変更) 許可書<br>上記の申請について、制限行為 (変更) を許可します。<br>年 月 日<br>米子市教育委員会 印 |  |
| 使用料   | 円  |
| 許可条件  |  |
| [教示文記載]   |  |

様式第 15 号  
(第 5 条関係)

|  |  |                     |             |                        |   |
|--|--|---------------------|-------------|------------------------|---|
| 米子市体育施設（体育館）使用（変更）許可書<br><div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 様<br><div style="text-align: right; margin-right: 50px;">米子市教育委員会 印</div> 次のとおり、体育施設の使用を許可します。 |  |                     |             |                        |   |
| 体 育<br>施設名   |  |                     |             |                        |   |
| 使 用<br>日 時   | 年 月 日  | 午前・午後               | 時           | 分から                    | 日 |
| 使 用<br>目 的   | 年 月 日  | 午前・午後               | 時           | 分まで                    |   |
|  | 使用人員   | 男 人・女 人 計 人         |             |                        |   |
|  |  | 一般・学生・生徒（高・中）・児童    |             |                        |   |
| 使 用<br>内 容   | 1 アマチュアスポーツ  | 入場料金<br>等の徴収<br>の有無 | 有<br>・<br>無 | 最高入場<br>料金等の<br>額      |   |
|  | 2 アマチュアスポーツ以外  |                     |             |                        |   |
|  | 1 営利を目的としない催物  |                     |             |                        |   |
|  | 2 その他の催物   |                     |             |                        |   |
|  | 1 試合 2 練習 3 会議   | 使用箇所                | 1           | 競技場（専用、部分、個人）<br>2 会議室 |   |
|  | 4 その他（ ）   |                     | 2           |                        |   |
| 使 用<br>種 目   | 1 バレーボール    2 バスケットボール    3 卓球<br>4 テニス    5 バドミントン    6 体操    7 柔道<br>8 剣道    9 ハンドボール    10 その他（ ） |                     |             |                        |   |
| 特別の設備・設備の変更・器具の持込み   |  | 1 する    2 しない       |             |                        |   |
| 許 可<br>条 件   |  |                     |             |                        |   |
| 備 考  |  |                     |             |                        |   |
| [教示文記載]  |  |                     |             |                        |   |

様式第 16 号  
(第 5 条関係)

(表面)

|         |   |                  |     |            |     |     |
|---------|---|------------------|-----|------------|-----|-----|
|         |   |                  |     |            |     | No. |
|         |   | 米子市営東山水泳場水泳教室参加証 |     |            |     |     |
|         |   |                  |     | 年          | 月   | 日発行 |
| 水泳教室の種類 |   |                  |     | 水泳教室       |     |     |
| 住 所     |   |                  |     |            |     |     |
| 氏 名     |   | 年齢               | 歳   | 学校         | 学年  |     |
|         |   | 学校名              |     |            |     |     |
|         |   | 年齢               | 歳   |            |     |     |
| 期 間     | 年 | 月                | 日から | (毎週        | 曜日) |     |
|         | 年 | 月                | 日まで |            |     |     |
|         |   |                  |     | 米子市教育委員会 印 |     |     |

(裏面)

|  |
|--|
| <p>1 この参加証は、表に書いてある水泳教室に参加するときのほかは使えません。</p> <p>2 この参加証は、本人のほかは使えません。</p> <p>3 入場するときは、この参加証を係員に見せてください。</p> <p>4 遵守事項や係員の指示を守ってください。</p> <p>5 この参加証をなくしたり、破ったり、又は汚したりしたときは、すぐに届け出てください。</p> |
|--|



様式第 17 号  
(第5条関係)

|               |       |
|---------------|-------|
| No.           | 年 月 日 |
| 米子市営東山水泳場     |       |
| 入 場 券         |       |
| 一般 高校生 中学生以下の |       |
| 生徒・児童・幼児      |       |
| 米子市教育委員会      |       |

備考 地の色は、中学生以下の生徒及び児童及並びに幼児用については桃色とし、高校生及び一般用については白色とする。

様式第 18 号  
(第5条関係)

(表面)

|              |         |     |         |
|--------------|---------|-----|---------|
| 米子市営弓道場定期使用証 |         | No. | 年 月 日発行 |
| 住 所          | (電話番号   |     | )       |
| 氏 名          | 年 齡     |     | 歳       |
| 期 間          | 年 月 日から |     |         |
|              | 年 月 日まで |     |         |
| 米子市教育委員会     |         |     | 印       |

(裏面)

- 1 この使用証は、本人のほかは使えません。
- 2 入場するときは、この使用証を係員に見せてください。
- 3 遵守事項や係員の指示を守ってください。
- 4 この使用証をなくしたり、破ったり、又は汚したりしたときは、すぐに届け出てください。
- 5 表に書いてある期間が過ぎたら返してください。
- 6 大会等のため使用できない場合があります。

様式第 19 号  
(第 7 条関係)

|  |  |
|--|--|
| <p>米子市体育施設使用（特別設備等）取消届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 団 体 名<br/>住所又は所在地<br/>代表者役職氏名<br/>使用責任者<br/>(電話番号 )</p> <p>次のとおり、体育施設の使用（特別設備等）を取り消したいので、届け出ます。</p> |  |
| 体育施設名  |  |
| 使用目的   |  |
| 使用を取り消す日時  | <p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分から<br/>年 月 日 午前・午後 時 分まで</p> |
| 使用を取り消す理由  |  |
| 取り消す特別設備等の内容   |  |

様式第 20 号  
(第 7 条関係)

|   |   |
|---|---|
| <p>米子市体育施設内制限行為取消届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">団 体 名</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">代表者役職氏名</p> <p style="text-align: center;">(電話番号 )</p> <p>次のとおり、体育施設内における制限行為を取り消したいので、届け出ます。</p> |   |
| 体育施設名   |   |
| 行為の目的   |   |
| 行為の種別   |   |
| 行為の日時   | <p style="text-align: center;">年 月 日 午前 時 分から</p> <p style="text-align: center;">午後</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 午前 時 分まで</p> <p style="text-align: center;">午後</p> |
| 行為を取り消す理由   |   |
| 取り消す行為の内容   |   |

様式第 21 号  
(第9条関係)

|  |          |       |       |
|--|----------|-------|-------|
| <p>米子市体育施設使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">団 体 名</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">代表者役職氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">(電話番号 )</p> <p>次のとおり、体育施設の使用料の減免を申請します。</p> |          |       |       |
| 体育施設名  |          |       |       |
| 使用目的   |          |       |       |
| 使用日時   | 年 月 日    | 午前・午後 | 時 分から |
|  | 年 月 日    | 午前・午後 | 時 分まで |
| 減免を申請する理由  |          |       |       |
| 決定欄  | (減免決定理由) | 使用料   | 円     |
|  |          | 減免額   | 円     |
|  |          | 差引使用料 | 円     |
|  |          | 減免年月日 | 年 月 日 |

様式第 22 号  
(第 10 条関係)

|  |          |       |       |
|--|----------|-------|-------|
| <p>米子市体育施設使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">団 体 名</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">代表者役職氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">(電話番号 )</p> <p>次のとおり、体育施設の使用料の還付を申請します。</p> |          |       |       |
| 体育施設名  |          |       |       |
| 使用目的   |          |       |       |
| 使用日時   | 年 月 日    | 午前・午後 | 時 分から |
|  | 年 月 日    | 午前・午後 | 時 分まで |
| 還付を申請する理由  |          |       |       |
| 決定欄  | (還付決定理由) | 区 分   | 金 額   |
|  |          | 既納使用料 | 円     |
|  |          | 還付額   | 円     |
|  |          | 差引使用料 | 円     |
|  | 還付年月日    | 年 月 日 |       |

様式第 23 号  
(第 11 条関係)

|   |   |
|---|---|
| 米子市体育施設汚損（損傷、滅失、紛失）届出書<br><div style="text-align: right;">年 月 日</div> 米子市教育委員会 様<br><div style="text-align: right;">団 体 名</div> 届出者 住所又は所在地<br><div style="text-align: right;">代表者役職氏名 ㊟</div> <div style="text-align: right;">（電話番号 ）</div> 次のとおり、体育施設を汚損（損傷、滅失、紛失）したので、届け出ます。 |   |
| 体 育 施 設 名   |   |
| 使 用 目 的   |   |
| 使 用 日 時   | <div style="text-align: right;">年 月 日 午前・午後 時 分から</div> <div style="text-align: right;">年 月 日 午前・午後 時 分まで</div> |
| 汚 損 等 の 施 設<br>等 の 名 称 ・ 数 量  |   |
| 汚 損 等 の 状 況<br>及 び 損 害 の 弁 償<br>方 法   |   |
| 損 害 の 処 置 方 法   | 1 修繕弁償    2 現物弁償    3 損害額弁償   |
| 損 害 認 定 額   |   |
| 弁 償 金 額   |   |
| 備 考   |   |